

(仮称) 豊田市こども・若者総合計画 (第4次子ども総合計画) の策定について



1 計画の経緯

■子どもに関する様々な法律が制定される中で、それらを包含する形で子ども総合計画は策定されてきた

計画	●第1次計画（2010-14）	●第2次計画（2015-19）	●第3次計画（2020-24）
基本理念	「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」		
重点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利学習支援と権利侵害の救済への対応 ・特別なニーズのある子どもへの対応の充実 ・子どもの保育・教育環境の充実 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・家庭における親育ち力の強化 ・地域力を生かした子どもの育成 ・「主体的」で「自立」した子育ての支援 ・青少年活動の拠点施設の整備 ・自立への一步を踏み出せない若者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制の「とよた急病・子育てコール24」の設置 ・ふれあい子育て教室の開催 ・0-2歳児の受け入れ枠の拡大と幼児教育・保育環境の向上 ・いじめ防止体制の整備 ・ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組 ・高校生・大学生の社会参加活動促進事業 ・若者サポートステーション・若者支援地域協議会の設置と運営 ・親育ち交流カフェの開催 	<p>【重点事業群として掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利啓発の推進 ・子どもの孤困きゅうさいプログラム ・情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実 ・虐待防止及び対応策の強化 ・待機児童対策 ・義務教育期後の社会参加活動の促進 ・少子化への対応
法律等	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法(2003) ●豊田市子ども条例(2007) <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・若者育成支援推進法(2010) ●母子及び父子並びに寡婦福祉法(1964) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法(2015) ●子どもの貧困対策の推進に関する法律(2014) 	<ul style="list-style-type: none"> ★こども基本法・こども家庭庁設置法(2023)

2 計画の概要

■計画の対象

当計画は、妊娠期を含めた0歳から30歳代までの子ども・若者を対象とする。



※子供・若者育成支援推進大綱の定義を参考

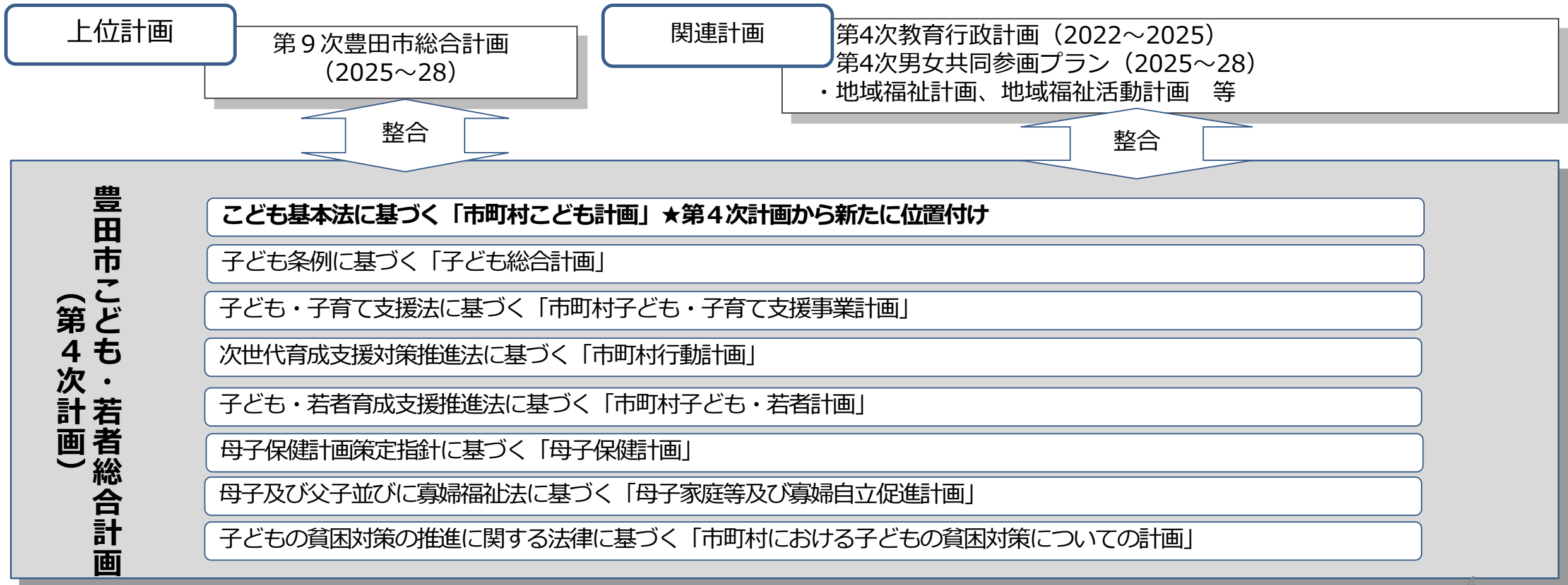
なお、当計画は子どもの育ちや子育てを支援することを重視しており、子どもに関わる分野のうち、学校教育分野を中心とした教育行政に関する分野については、豊田市教育行政計画で対応している。そのほか、上位計画である豊田市総合計画などの関連計画と連携して推進する。

■計画の期間

新たな計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5か年とする。計画期間中、毎年度、事業の進捗状況を確認するとともに、最終年度である2029年度（令和11年度）には達成状況の確認を行う。

2 計画の概要

- 豊田市として、子どもから若者まで切れ目のない支援を一層推進していくため、第3次子ども総合計画の次期計画の名称を「（仮称）豊田市こども・若者総合計画（第4次子ども総合計画）（以下「第4次計画」という。）」とする。



4 豊田市の取組状況

本市の取組状況

- 豊田市子ども条例に基づき、国に先駆けて子どもの権利を軸にした子どもにやさしいまちづくりを推進
第3次計画において、子どもにとって最善の利益を考慮できている事業
【令和4年度】52事業/84事業（子ども対象事業）
- 青少年センターや若者サポートステーションにおける取組を中心に若者向け施策を展開

第3次計画の進捗状況
【資料1-1】

子ども・若者に関するデータ集
【資料1-2】

国の動き・社会環境の変化

- こども基本法の施行により、こども施策の策定等にあたり、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることが義務化
- こども政策に関する司令塔として「こども家庭庁」が発足、「こども未来戦略方針」が策定
- いじめ問題、虐待、異常気象等による活動の制限など、子どもをとりまく環境がより一層深刻化
- ニート、引きこもりに加え、ヤングケアラーなど困難を抱える若者の顕在化

より子ども・若者視点を重視した計画策定が必要

5 第4次計画策定の考え方

子ども・若者視点を軸とした「子どもにやさしいまちづくり」の実現

■ 考え方

- ・ 子ども条例に基づく子どもの権利の保障など、本市の強みを再認識しつつ更に進化させる
- ・ 子ども視点・若者視点をより強化し、子どもや若者に寄り添った計画を策定

■ 基本理念について

- ・ 第3次計画まで継承してきた基本理念について、より子ども・若者視点に立った基本理念に変更
- ・ 子ども会議や子ども・若者へのアンケート調査を実施、子どもや若者の意見を取り入れながら決定

■ 施策の展開について

- ・ 子ども・若者視点を軸に施策を検討
- ・ 子ども条例で規定する「4つの権利」を軸に施策を展開
- ・ DXの活用、民間との共働、ユニセフ日本型CFCI自治体の承認、の3つの手段で施策を推進

【第3次計画の基本理念】
子ども・親・地域が育ち合う
子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

子ども条例の4つの権利	具体的な施策の例（重点事業は今後検討）
安心して生きる権利	妊娠期からの切れ目のない支援 ⇒ 産後ケア事業 など
自分らしく生きる権利	悩みや自分らしさを見つけるための相談体制 ⇒ 若者サポートステーション など
豊かに育つ権利	安心・楽しく過ごせる居場所の提供 ⇒ 地域子どもの居場所づくり事業 など
参加する権利	子どもの意見をまちづくりに反映する仕組み ⇒ 子ども会議 など

5 第4次計画策定の考え方

子ども視点・若者視点

(仮称) 豊田市こども・若者総合計画

子どもにやさしいまち
= みんなにやさしいまち

子ども条例の「4つの権利」

- 施策推進のための3つの手段
- ① デジタルトランスフォーメーションの活用
 - ② 民間との共働
 - ③ ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認

本市の強みを再認識・進化

第9次総合計画（令和7年度～）
SDGsの17のゴールに加えて、本市独自の取組方針（ローカルゴール）として、「こどものミライに夢と希望を」の設定を検討中
各政策分野で、「こども視点」「こども起点」により施策のあり方を考える

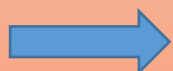
豊田市の強み

子ども条例（2007年～）



子どもの権利の保障

子ども総合計画（2010年～）



子どもにやさしいまちづくり

ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認
については次のスライドで詳しく解説

参考 ユニセフ日本型CFCI実践自治体承認に向けた取組

- 豊田市は、子どもにやさしいまちづくりの更なる推進を目指すため、第4次計画の策定に併せて、ユニセフ日本型CFCI実践自治体の承認（2025年(令和7年)1月）を目指していく。
 - 承認により期待する効果は、次の2点
 - ① 「子どもにやさしいまちづくり」を市の重要政策として継続的に取り組むことを明確化（「豊田市子ども条例・第4次計画等の豊田市の取組」と「CFCIの取組」の両輪）
 - ② 国際基準を満たす自治体として、市民がこのまちに誇りを持つこと。また、市外からも本市が「子どもにやさしいまち」として認知されること
- ⇒ 全国の自治体が、子ども・子育て支援策を打ち出すなか、本市は、特に「子どもの権利保障」を大切にしたい取組を重点的に行うことで差別化

※ユニセフ日本型CFCI実践自治体とは



ユニセフCFCIロゴマーク

- ・ 国連の「子どもの権利条約」に明記されている子どもの権利を実現することに積極的に取り組む自治体のこと。ユニセフは1996年から世界各国で実践自治体を増やす取組を推進
- ・ 日本では、現在5自治体（東京都町田市、奈良県奈良市、宮城県富谷(とみや)市、北海道安平(あびら)町、北海道二セコ町）がCFCI実践自治体となっている。
- ・ 豊田市は、2023年1月にCFCI候補自治体となっている。豊田市が実践自治体に承認されれば、愛知県では初のCFCI実践自治体となる見込みである。

参考 ユニセフ日本型CFCI実践自治体承認に向けた取組

- 承認に向けた取組事項としては、ユニセフが世界的に示す構成要素に対応する日本型CFCIモデルチェックリストに基づく評価項目の策定及びそれに基づく評価が必要である。

構成要素（①～⑨は全ての自治体に共通、加えて各自治体で独自に10番目の要素を設定）

①子どもの参画	⑥子どもに関する予算
②子どもにやさしい法的枠組み	⑦子どもの報告書の定期的発行
③都市全体に子どもの権利を保障する施策	⑧子どもの権利の広報
④子どもの権利部門または調整機構	⑨子どものための独自の活動
⑤子どもへの影響評価	⑩※自治体の独自項目

※チェックリストの例

構成要素	日本型CFCIモデルチェックリスト	評価の設定(例)	該当する取組(例)	評価(例)	理由(例)
子どもの参画	行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしきみを有しているか?	◎: 幅広い子どもが意見表明でき、行政活動に反映させる仕組みがある ○: 子どもが意見表明できる仕組みはある ×: 意見表明できる仕組みはない	・子ども会議 ・高校連携事業	○	子どもの意見表明ができる仕組みはあるが、行政活動への反映についてできていない部分もあるため

6 子ども・子育て、若者に関する市民意向調査について

■調査の目的

第4次計画に、子ども、若者、保護者、一般市民の意見を反映させるとともに、子ども・若者を取り巻く状況について基礎資料を得るため、各調査を実施する。

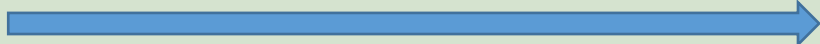
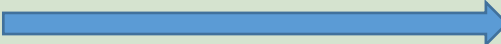

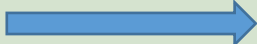
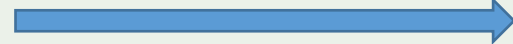






■対象者

対象者（略称）	配布数
① 就学前児童を持つ保護者（就学前）	2,500人
② 母子手帳交付被交付者（母子手帳）	500人
③ 小学生低学年（小学生低）	1,000人
④ 小学校高学年（小学生高）	1,000人
⑤ 中学生	1,500人
⑥ 小学生（③、④）の保護者（小保護者）	2,000人
⑦ 中学生（⑤）の保護者（中保護者）	1,500人
⑧ 高校生（15～17歳）（高校生）	1,000人
⑨ 大学生	1,000人
⑩ 若者（18～39歳）	2,000人
⑪ 一般市民（20～60歳代）	1,500人

6 子ども・子育て、若者に関する市民意向調査について

- 主な設問項目と設問例（抜粋） ※対象者によって設問内容が異なります。
- 子育てに関する事業の利用状況と利用希望
 - ・ 保護者の就労状況について（就学前、小保護者、中保護者）
 - ・ 地域子育て支援事業の利用状況について（就学前）
- 妊娠期の状況や意識
 - ・ 妊娠期の今、思ったり感じたりしていることについて（母子手帳）
- 家庭における子育て
 - ・ 子どもや子育てに対する考え方について（一般市民）
 - ・ 最近の子育てや教育への課題意識について（小保護者、中保護者）
- 地域における子育て
 - ・ 地域であつたらよいなと思う場所について（中学生、高校生、若者）
- 普段の生活や家での過ごし方
 - ・ 普段の生活で感じていることや思っていること（小学生低、小学生高、中学生）
- 学校や地域の生活
 - ・ 地域の行事や活動への参加頻度について（小学生低、小学生高、中学生、高校生）
- 子どもの権利
 - ・ 大切にしたいと思う「子どもの権利」について（全ての年代）
- 将来のこと
 - ・ 将来の仕事／子どもを育てる希望について（大学生、若者）

7 スケジュール

予定	2023年度（令和5年度）	2024年度（令和6年度）
策定作業	 諮問・意向調査・計画骨子（施策等）の作成	 事業立案・パブコメ・答申  市議会  図書作成
意向調査・ヒアリング	 （9月～）アンケート・ヒアリング・子ども、若者ワークショップ	
子どもにやさしいまちづくり推進会議	 8月  12月～1月  3月	 6月  9月  11月



2023年度（令和5年度） 子どもにやさしいまちづくり推進会議 主な協議内容

日付	主な協議事項	会場
8月9日（今回）	諮問・計画の方向性について	青少年センター
12月～1月（予定）	計画の基本理念・施策体系案について	豊田市役所（予定）
3月（予定）	計画の施策体系・重点事業案について	豊田市役所（予定）